

令和7年5月23日

令和7年5月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月23日（金）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 栗内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第11号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和7年5月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局 長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は7番、上田敏雄委員、8番、藤井会長職務代理にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号66については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号66について、藍畑字高畑中須の担当であります11番、廣瀬委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第17号、農地法第3条許可申請、受付番号66について、説明いたします。

5月15日に綱木委員と私の2名で、委任を受けた行政書士事務所の職員に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、424㎡、許可後の譲受人の耕作面積は〇〇〇〇㎡になる予定です。

譲渡人は高齢で農業の後継者がおらず耕作が困難となったため、近隣の農地を耕作する譲受人に申請地を無償譲渡することになり、本申請にいたったとのことですので。

譲受人は現在、花卉と野菜を作付けしており、許可後に申請地で、ほうれん草などを栽培する予定とのことですので。

自宅から申請地までの距離は約200m、車で2分ほどと問題はありません。

農業従事要件につきましては、譲受人の農作業歴は50年で、本人と妻、子が年間300日農作業に従事し、要件を満たしております。

農機具保有状況につきましては、トラクター〇台、管理機〇台、トラック〇台を所有しており、すべての農地を効率的に耕作、管理できると思われます。

よって許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(4番、阿部委員挙手)

4 番 申請地の位置ですが、地図の+（プラス）表示の場所はハウス栽培の耕作地と一体のように見えます。
ほうれん草を栽培するとのことですが、間違いないでしょうか。

事務局 地図上は北側のハウス栽培の農地と一体のようにも見えますが、現況は分離しております。地図でも点線で区切られており、ここが筆界です。
申請と一致しておりますので、問題はありません。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号66について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号66は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号67から68については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号67について、高原字西高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第18号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号67について説明いたします。

5月17日に山口委員、上田敏雄委員と私の3名で、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記及び現況地目は田、308㎡です。

譲受人は、現在〇〇市内のアパートに住んでおりますが、ここが将来手狭になり日常生活に支障をきたす見込みであることから、祖父が所有する申請地を宅地に転用し、分家住宅を建てるとのことです。

申請地の南側は町道、西側は隣接する既存宅地の進入路、北側と東側は譲渡人の農地です。

造成については、L型擁壁を東西北の三方に設置します。南側はセットバックして帯擁壁を設置し、山土で盛土します。

上水は石井町の水道管から分岐して取水することで、町水道課と協議済みとのことです。

生活排水は、南側町道下に横断する重圧管を設置し、浄化槽で処理し町道側溝に放流する計画です。町道の占用許可は、建設課と協議済みとのことです。

周囲に被害がないように注意し、万一被害が生じた場合は転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

徳島県に提出する開発行為許可申請書の写しが添付されております。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号67の申請地は、平成4年に農用地区域から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

本申請は、実家に近い祖父の農地、西高原〇〇〇番〇を分家住宅の用地として転用するものです。

申請地の周囲は、南側が町道、北側と東側が農地、西側は別宅地の進入路です。

南側町道から住宅に進入するものとし、申請地の周囲に新設擁壁を設置して造成します。

土砂の流出等のおそれはなく、農地への被害はないとのこと。万が一被害が生じた場合は、転用者が速やかに対処することが申請書に明記されております。

水道は南側町道を通る水道本管から引き込みます。

生活排水は合併浄化槽から、町道下に施工する重圧管を通して側溝に放流します。石井町建設課とは協議済みとのこと。

なお、町道側溝から排水は県道に流れ、末流は河川になるとのこと。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

融資証明書により十分な資金があることが確認できます。

開発行為許可申請書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ許可はやむをえないのでないかと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号67について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号67は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号68について、藍畑字高畑東の担当であります10番、案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第18号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号68について説明いたします。

5月17日に綱木委員、廣瀬委員と私の3名で、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記及び現況地目は畑、93㎡です。

譲受人は、隣接する住宅及び宅地を購入しますが、現在の敷地では駐車面積が不足するため、申請地を駐車場として転用します。

申請地は既存擁壁により隣接地と区切られており、土砂の流出等のおそれはありません。

雨水は地下浸透させます。

以上のことから農地転用において問題はないと思われますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号６８の申請地は、昭和４６年に農用地区域から除外された第２種農地です。

概要につきましては、ただいま案内委員が説明されたとおりです。

譲受人が併せて利用する土地、高畑〇〇〇番〇の宅地を住宅とともに購入しますが、駐車スペースが不足するため申請地を駐車場として転用するものです。

申請地９３㎡と併用地３４６．９７㎡との合計は４３９．９７㎡であり、一般住宅の転用合計面積の限度である４５０㎡を下回ります。

申請地は、北側が併せて利用する土地である宅地で、ここから自家用車が進入します。東側は町道、南側が宅地、西側は合わせて利用する土地及び墓地です。周囲に農地はありません。

併用地以外の民地とはブロック壁で区切られております。

造成は行わず整地して、碎石を敷きます。雨水は地下浸透です。

土砂の流出等のおそれはないとのこと です。

土地改良区や水利組合の管理する土地で無い旨の誓約書が添付されております。

預金残高証明書により十分な資金があることが確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ許可はやむをえないのでないかと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号６８について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛

成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号68は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第10号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第11号、農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和7年5月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。